

総務省 規制の事前評価書

(消防活動阻害物質の追加)

所管部局課室名：消防庁予防課危険物保安室

電 話： 03-5253-7524

評価年月日：平成25年4月30日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

消防活動阻害物質とは、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第9条の3第1項に規定する「圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるもの」をいい、当該物質を貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届けなければならないとされている（法第9条の3第1項）。

消防法令では、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物及び同条第2項に規定する劇物のうち、一定の要件を満たすものを消防活動阻害物質として定めている（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第一（一）～（七）、同令別表第二（一）～（十七）、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第2号））。

当室では、消防活動阻害物質の貯蔵等の現状を把握して保安の確保を図ることを目的として消防活動阻害物質の追加指定等に係る検討を行っており、平成24年度の「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（座長：田村昌三 東京大学名誉教授）において「2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤」、「ヘキサキス（ β , β -ジメチルフェネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フェンブタズ）及びこれを含有する製剤」、「メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤」及び「2-メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤」を新たに消防活動阻害物質に指定することが適当とされた。

(2) 規制の改正の目的及び内容

【規制改正の目的】

消防活動阻害物質を相当量以上貯蔵し、又は取り扱う施設等で火災が発生した場合、燃焼及び消火活動に伴ってこれらの物質が爆発し、あるいは有毒ガス等を発生するなどして、他の通常の火災の場合には見られない重大な障害を生ずる危険性がある。このため、当該物質の所在についてあらかじめ所轄消防長等への届出をさせ、消防機関は、当該届出に基づき、火災の予防や消火活動を実施する際の対策を立てることとされている。

【規制改正の内容】

現在、消防活動阻害物質でない「2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤」、「ヘキサキス（ β , β -ジメチルフエネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フェンブタズ）及びこれを含有する製剤」、「メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤」及び「2-メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤」を新たに消防活動阻害物質に指定する。また、この改正に伴い当該物質を貯蔵、又は取り扱う者に課されることとなる届出義務について、一定の周知期間を設ける。

2 規制の費用

（1）遵守費用

新たに消防活動阻害物質に指定される物質を貯蔵、又は取り扱う者は、消防機関に当該物質を貯蔵、又は取り扱う旨の届出を行う費用が発生するが、届出に係る費用であるため僅少である。

（2）行政費用

消防機関に届出があった場合、消防機関には火災の予防や消火活動を実施する際の対策を立てることが期待されるが、新たに消防活動阻害物質が指定されても、この業務は現行体制で対応可能と考えられるため、新たな負担は限定的である。

また、新たに消防活動阻害物質が指定されることの周知・徹底などの負担が発生する。

（3）その他社会的な費用

費用は発生しない。

3 規制の便益

消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を消防活動阻害物質として規定し、その所在についてあらかじめ届出をさせ、この届出に基づき、消防機関が火災の予防や消火活動を実施する際の対策を立てることで、火災等の際に、迅速かつ適切な消防活動を行うことが可能となり、消防活動阻害物質を原因とする危害が付近の住民に波及することを防止し、かつ、消防活動にあたる消防職員等が危害にさらされることを防止してその犠牲を少なくすることができる。

これらの定量化及び金銭価値化は困難である。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

今回の改正により、事前に消防阻害物質の所在を把握することで、より適切な消防活動の実施が可能となり、災害時の国民の生命及び身体に対する損害の拡大が最小限に抑えられ、かつ、災害発生時の消防機関の活動の負担を相当程度軽減することが可能となる。また、今回の改正に伴う費用は届出を行う費用等僅少であることから、今回の改正は適切なものであると考えられる。

5 有識者の見解その他関連事項

平成 24 年度の「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」において、消防活動阻害物質の追加についての検討が行われ、当該検討会の報告書（「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会報告書」）において、「2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤」、「ヘキサキス（ β , β -ジメチルフェネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フェンブタズ）及びこれを含有する製剤」、「メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤」及び「2-メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤」を新たに消防活動阻害物質に指定することが適当であるとされた。

(URL : http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/kasai_chosa/index.html)

6 レビューを行う時期又は条件

今後の社会情勢及び科学の進展による新たな知見を踏まえつつ、必要があると認めるときは、レビューを行うものとする。